

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）〔抄〕 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 簡易生命保険管理業務（第十六条―第十八条）</p> <p>第四節 郵便局ネットワーク支援業務（第十八条の二―第十八条の六）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 簡易生命保険管理業務（第十六条―第十八条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p>

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。)に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

2 機構に、役員として、理事二人を置くことができる。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社その他日本郵政株式会社の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この項において同じ。）

二 関連銀行（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する関連銀行をいう。以下同じ。）又は関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。以下同じ。）の役員

三・四 (略)

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第九条第一項」とする。

(役員及び職員の注意義務)

第十条 機構の役員及び職員は、第十三条第一項第一号並びに第二項

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 日本郵政株式会社又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号及び第三号において同じ。）

(新設)

二・三 (略)

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第九条第一項」とする。

(役員及び職員の注意義務)

第十条 機構の役員及び職員は、第十九条第一号に定める郵便貯金勘

第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便貯金管理業務」という。）並びに同条第一号第二号の業務及びこれに附帯する業務（以下「簡易生命保険管理業務」という。）に関する職務を行うに際しては、第十九条第一号に定める郵便貯金勘定に属する資産（業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「郵便貯金資産」という。）及び同条第二号に定める簡易生命保険勘定に属する資産（業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「簡易生命保険資産」という。）の運用の重要性を認識し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

第三章 業務

第一節 通則

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 郵便局ネットワークの維持の支援に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

定に属する資産（業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「郵便貯金資産」という。）及び同条第二号に定める簡易生命保険勘定に属する資産（業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「簡易生命保険資産」という。）の運用の重要性を認識し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

第三章 業務

第一節 通則

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

（新設）

ロ 拠出金を徴収すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(中期計画の記載事項)

第十四条 (略)

2 前項第一号の郵便貯金資産の運用計画は、郵便貯金管理業務の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

3 第一項第二号の簡易生命保険資産の運用計画は、簡易生命保険管理業務の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

4 機構の中期計画に関する通則法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百〇七号)第十四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」と、

余金の使途

八 八 八
八 七 七
八 七 七

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(中期計画の記載事項)

第十四条 (略)

2 前項第一号の郵便貯金資産の運用計画は、前条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

3 第一項第二号の簡易生命保険資産の運用計画は、前条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

4 機構の中期計画に関する通則法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一十号)第十四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」と、

八 八 八
八 七 七
八 七 七

とあるのは「七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」の他主務省令で定める業務運営に関する事項」とする。

第四節 郵便局ネットワーク支援業務

(交付金の交付)

第十八条の二 機構は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金（以下単に「交付金」という。）を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

とあるのは「七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」の業務運営に関する事項」とする。

(新設)

(新設)

2 次条第二項の按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額
機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の
額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可
を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、
その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付
金の額（第二項各号に掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しな
ければならない。

（拠出金の徴収）

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及
びこれに附帯する業務（以下「郵便局ネットワーク支援業務」とい
う。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、
拠出金を徴収する。

2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金
の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援
業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総
務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定め
る業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じ
て按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とす
る。

一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二条第一項に規定す

（新設）

る郵便窓口業務

二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務

三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務

3| 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の
拠出金（以下単に「拠出金」という。）の額を算定し、当該拠出金
の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない
い。

4| 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社
に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付す
べき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5| 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機
構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

（資料の提出の請求等）

第十八条の四 機構は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定に
より交付金又は拠出金の額を算定するため必要があると認めるとき
は、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の
提出を求めることができる。

2| 総務大臣は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定による認
可をするため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連

（新設）

銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができる。

3| 前二項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第十八条の五 機構は、抛出金の納付義務者が納付期限までに抛出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2| 機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3| 機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る抛出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、総務大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4| 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5| 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る抛出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその抛出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、総務

(新設)

省令で定める場合は、この限りでない。

(提出及び公表)

第十八条の六 日本郵便株式会社は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、当該年度の前年度において郵便局ネットワークの維持に要した費用の額、第十八条の二第四項の規定により通知された同条第二項第一号に掲げる額及び同条第一項の規定により交付された交付金の額を記載した書類を機構に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第十九条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 郵便局ネットワーク支援業務 郵便局ネットワーク支援勘定

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 機構は、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第三項において単に「中期目標の期間」という。）の最後の

(新設)

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第十九条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規

の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。

2 (略)

3 機構は、郵便局ネットワーク支援勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

第五章 雑則

定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

第五章 雑則

(審議会等への諮問)

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項の総務省令を定めようとするとき。

二 第十八条の二第三項又は第十八条の三第三項の規定による認可をしようとするとき。

第六章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の四第三項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十八条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

(新設)

第六章 罰則

第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附則

(業務の特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十条中の「業務並びに」とあるのは「並びに附則第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びに」と、第三十九条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条並びに附則第二条第一項及び第二項」とする。

附則

(業務の特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十四条第二項中の「業務」とあるのは「並びに附則第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、第三十九条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条並びに附則第二条第一項及び第二項」とする。

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）〔抄〕（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置）</p> <p>第三十三条の九 政府は、平成二十二年度から平成二十四年度までの間に、地方公共団体から平成四年五月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第九号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。）若しくは旧簡易生命保険資金（旧簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金をいう。以下この項において同じ。）又は平成五年八月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）のうち年利五パーセント以上のものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化及び効率化に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、</p>	<p>附則</p> <p>（旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置）</p> <p>第三十三条の九 政府は、平成二十二年度から平成二十四年度までの間に、地方公共団体から平成四年五月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第九号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。）若しくは旧簡易生命保険資金（旧簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金をいう。以下この項において同じ。）又は平成五年八月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）のうち年利五パーセント以上のものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化及び効率化に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、</p>

政令で定めるところにより、当該繰上償還に係る資金が旧資金運用部資金であるときは当該繰上償還に應ずるものとし、当該繰上償還に係る資金が旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金であるときは独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構又は地方公共団体金融機構に対して繰上償還に應ずるよう要請するものとする。

2 (略)

3 前項の規定は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構又は地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に應ずる場合について準用する。

政令で定めるところにより、当該繰上償還に係る資金が旧資金運用部資金であるときは当該繰上償還に應ずるものとし、当該繰上償還に係る資金が旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金であるときは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構に対して繰上償還に應ずるよう要請するものとする。

2 (略)

3 前項の規定は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に應ずる場合について準用する。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）〔抄〕（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）</p> <p>第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務の全てが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ</p>	<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）</p> <p>第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務の全てが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ</p>

れ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本放送協会、土地改良区、土地改良区連合、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二 三十九 (略)

2・3 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

二 (略)

れ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本放送協会、土地改良区、土地改良区連合、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二 三十九 (略)

2・3 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二 (略)

2
•
3

(略)

2
•
3

(略)

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）〔抄〕（附則第五条関係）〔傍線部分は改正部分〕

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二條第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p>	<p>附則</p> <p>23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二條第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p>

○ 軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）〔抄〕（附則第五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱いの制限）</p> <p>第八条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払戻証書による全部払戻しの取扱いを除いて、貯金の預入及び払戻しの取扱いをしない。</p>	<p>（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱いの制限）</p> <p>第八条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払戻証書による全部払戻しの取扱いを除いて、貯金の預入及び払戻しの取扱いをしない。</p>

改正後			改正前		
附則			附則		
（郵政会社等の役職員の取扱い）			（郵政会社等の役職員の取扱い）		
<p>第二十条の二 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「郵政会社等役職員」という。）をもつて組織する共済組合を設ける。</p> <p>2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>			<p>第二十条の二 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「郵政会社等役職員」という。）をもつて組織する共済組合を設ける。</p> <p>2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>		
第九十九条第四項	（略）	（略）	第九十九条第四項	（略）	（略）
若しくは独立行政		独立行政法人国立印刷	若しくは独立行政		独立行政法人国立印刷

(略)	
(略)	法人国立印刷局
(略)	局若しくは独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
(略)	
(略)	法人国立印刷局
(略)	局若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）〔抄〕（附則第五条関係）〔傍線部分は改正部分〕

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 三十五 (略)</p> <p>三十六 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>三十七 四十七 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 三十五 (略)</p> <p>三十六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>三十七 四十七 (略)</p> <p>3 (略)</p>

○ 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）〔抄〕（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「<u>同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務</u>」と、同条第三項中「<u>第六条第二項</u>」とあるのは「<u>附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「<u>同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務</u>及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「<u>第六条第二項</u>」とあるのは「<u>附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項</u>」とする。</p>

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）〔抄〕（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

一（略）

一（略）

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすもの

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすもの

イスト（略）

イスト（略）

二の二〇四 (略)

2〇9 (略)

附則

(旧簡易生命保険契約に係る特例)

第三条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構を除く。）」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百号）第十六条第一項に規定する再保険の契約を締結したときは、前項の金額を当該再保険の契約を締結した生命保険会社を相手方とする勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険に関する契約に基づき払込みが行われた保険料の金額と、当該再保険の契約を締結した生命保険会社と同項の金額に係る勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した生命保険会社とみなして第十一条及び第十二条第一項の規定を適用する。

二の二〇四 (略)

2〇9 (略)

附則

(旧簡易生命保険契約に係る特例)

第三条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。）」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百号）第十六条第一項に規定する再保険の契約を締結したときは、前項の金額を当該再保険の契約を締結した生命保険会社を相手方とする勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険に関する契約に基づき払込みが行われた保険料の金額と、当該再保険の契約を締結した生命保険会社と同項の金額に係る勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した生命保険会社とみなして第十一条及び第十二条第一項の規定を適用する。

3

(略)

3

(略)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>第十一章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 基本方針</p> <p>（公社の業務等の承継等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 従前の郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び簡易生命保険の管理に関する業務は、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（第六十二条第四項において読み替えて準用する同条第二項、第八章第三節、第九章第三節、第十章第三節及び第一百七十六条を除き、以下「機構」という。）に承継させるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第五章 日本郵政株式会社</p> <p>第五節 移行期間中の業務に関する特例等</p> <p>（株式の処分）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>第十一章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 基本方針</p> <p>（公社の業務等の承継等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 従前の郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び簡易生命保険の管理に関する業務は、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）に承継させるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第五章 日本郵政株式会社</p> <p>第五節 移行期間中の業務に関する特例等</p> <p>（株式の処分）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合には、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と読み替えるものとする。

第八章 郵便貯金銀行

第三節 移行期間中の銀行法等の特例等

(通則)

第百三条・第百四条 (略)

第百五条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下この節、第九章第三節、第十章第三節及び第七十六条において「機構」という。)に通知しなければならない。

第十章 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネット

ネットワーク支援機構

4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合には、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

第八章 郵便貯金銀行

第三節 移行期間中の銀行法等の特例等

(通則)

第百三条・第百四条 (略)

第百五条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機構に通知しなければならない。

第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

○ 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）〔抄〕（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（監督）</p> <p>第十五条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2（略）</p>	<p>（監督）</p> <p>第十五条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2（略）</p>

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）〔抄〕（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 機構 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。</p> <p>十七 機構法 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）をいう。</p> <p>（郵便貯金法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法（第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項（旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項（旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項ただし書、第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。こ</p>	<p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。</p> <p>十七 機構法 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法をいう。</p> <p>（郵便貯金法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法（第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項（旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項（旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項ただし書、第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。こ</p>

の場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便貯金法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、「公社」とあり、及び「郵便局長」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と、「郵便局を」とあるのは「事務所（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）を」と、「郵便局に」とあるのは「事務所（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。

一〇六（略）

2・3（略）

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額（第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（以下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。）第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。）として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵

の場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便貯金法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、「公社」とあり、及び「郵便局長」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局を」とあるのは「事務所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）を」と、「郵便局に」とあるのは「事務所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。

一〇六（略）

2・3（略）

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額（第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（以下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。）第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。）として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵

便貯金資金に係るものに限る。) についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とする。

2 (略)

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。)については、旧郵便為替法(第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十四条から第三十五条まで、第三十七条の二、第五章及び第三十八条の八を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」

便貯金資金に係るものに限る。) についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 (略)

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。)については、旧郵便為替法(第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十四条から第三十五条まで、第三十七条の二、第五章及び第三十八条の八を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

とする。

2・3 (略)

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)の預り金については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第七条第一号及び第二号、第二十条第四項、第二章、第三章第二節から第三節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十八条から第五十条まで、同章第五節及び第六節、第五章並びに第六十六条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク」と、「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)」とする。

2・3 (略)

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)の預り金については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第七条第一号及び第二号、第二十条第四項、第二章、第三章第二節から第三節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十八条から第五十条まで、同章第五節及び第六節、第五章並びに第六十六条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)」とする。

2 (略)

3 附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二條から第二十三條の二まで、第三十一条、第三十八條の二、第四十二條、第六章及び第七十條を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とする。

4・5 (略)

(簡易生命保険法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法(第一条、第三条、第六十五條、第八十八條、第一百條、第一百四條、第一百五條及び第一百七條を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡

2 (略)

3 附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二條から第二十三條の二まで、第三十一条、第三十八條の二、第四十二條、第六章及び第七十條を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4・5 (略)

(簡易生命保険法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法(第一条、第三条、第六十五條、第八十八條、第一百條、第一百四條、第一百五條及び第一百七條を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡

易生命保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第七十八條第一項	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九條第一項第五号並びに同條第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）第十三條第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

3・4 (略)

第十七條 (略)

2 前項（第九号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の規定を適用する場合において、同法附則第二條第一項中「簡易生命保険法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同法附則第六條第三項中「日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）」とする。

易生命保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第七十八條第一項	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九條第一項第五号並びに同條第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十三條第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

3・4 (略)

第十七條 (略)

2 前項（第九号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の規定を適用する場合において、同法附則第二條第一項中「簡易生命保険法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同法附則第六條第三項中「日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）」とする。

355 (略)

第十八条 この法律の施行前に旧簡易生命保険法第八十八条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧簡易生命保険法第八十八条及び第百五条（旧簡易生命保険法第八十八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧簡易生命保険法第八十八条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とする。

2 (略)

（郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第

四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、

第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあ

355 (略)

第十八条 この法律の施行前に旧簡易生命保険法第八十八条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧簡易生命保険法第八十八条及び第百五条（旧簡易生命保険法第八十八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧簡易生命保険法第八十八条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 (略)

（郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第

四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、

第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあ

るのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とする。

2 (略)

(郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条～第七十三条 (略)

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合(新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。)は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた同法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた同法第十四条第三項に規定する簡易生命保

るのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 (略)

(郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条～第七十三条 (略)

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合(新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。)は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一 機構又は機構法第十五条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 機構又は機構法第十八条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた機構法第十四条第三項に規定する簡易生命保険管理業務

險管理業務

三〇八 (略)

2 (略)

三〇八 (略)

2 (略)

○ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）〔抄〕（附則第十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>第十九条 特定受託者（この法律の施行の際現に附則第三十八条の規定による改正前の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「旧整備法」という。）附則第七十四条第一項の規定の適用を受けている者であつて、施行日以後引き続き新法第六条に規定する委託契約に基づき新法第四条第二項に規定する委託業務を行う者をいう。以下この項において同じ。）である組合（同条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、特定受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号に掲げる業務については、旧整備法附則第六十七条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合に限る。</p> <p>一 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。以下この項において「新機構法」という。）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を</p>	<p>附則</p> <p>（郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>第十九条 特定受託者（この法律の施行の際現に附則第三十八条の規定による改正前の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「旧整備法」という。）附則第七十四条第一項の規定の適用を受けている者であつて、施行日以後引き続き新法第六条に規定する委託契約に基づき新法第四条第二項に規定する委託業務を行う者をいう。以下この項において同じ。）である組合（同条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、特定受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号に掲げる業務については、旧整備法附則第六十七条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合に限る。</p> <p>一 第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下この項において「新機構法」という。）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた新機構法第十四</p>

<p>2 (略)</p> <p>受けた新機構法第十条に規定する郵便貯金管理業務</p> <p>二 新機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた新機構法第十条に規定する簡易生命保険管理業務</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>条第二項に規定する郵便貯金管理業務</p> <p>二 新機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた新機構法第十四条第三項に規定する簡易生命保険管理業務</p> <p>三〇五 (略)</p>
---	---